

令和6年度学卒求人活動のルールと求人申込手続きについて

1 新規高等学校卒業者の求人活動ルール

求人申込、推薦、選考開始時期等、新規高等学校卒業者の求人活動ルールについては、東京都の教育行政機関等及び経営者団体で構成する「東京都高等学校就職問題検討会議」により決定されていますので、遵守願います。

【令和6年度の求人申込開始時期等】

- ・ 求人申込開始日 6月 1日（土） ※求人者マイページからの申込
 6月 3日（月） ※来所または郵送による申込
 - ・ 求人票交付（返戻）日 7月 1日（月）
 - ・ 推薦開始日 9月 5日（木） ※文書到達主義（応募書類が届く初日）
 - ・ 選考開始日 9月16日（月） ※この日より前の選考は禁止
- ※なお、求人者マイページより6月1日（土）および6月2日（日）に申込みいただいた分の受付年月日は6月3日（月）となります。

2 新規高等学校卒業者の求人申込手続き等について

求人申込の開始時期、提出書類及び新規高等学校卒業者求人申込手続き等については、「25新卒者募集のために」（ホームページにも掲載予定）のほか、次の点についてご注意ください。また、求人申込提出時必要書類の詳細については、「新規高卒求人申込時提出書類」をご覧ください。

【留意点等】

- ① 求人申込開始時期：6月1日（土）以降
ただし、6月1日（土）および2日（日）は閉庁日のため、求人者マイページからの申込みのみとなります。
来所または郵送での申込みは6月3日（月）から開始となります。
FAXによる申込受付は当面の間行いません。求人者マイページや来所、郵送によりお申込みください。
なお、FAXでの申込受付を再開することになった際は、ハローワーク飯田橋HPにてお知らせいたします。
- ② 求人票交付（返戻）開始時期：7月1日（月）以降、郵送により求人票交付（返戻）を行います。
当所では、7月1日（月）に求人票を届ける日時指定郵送を行っております。7月1日（月）の返戻を希望する場合は、6月10日（月）（求人者マイページは6月9日（日）23時59分まで、郵送の場合は6月7日（金）消印または6月10日（月）到着分まで有効）までに申込みしていただくようお願いします。
なお、上記以降の申込受付分については、7月2日（火）以降、順次郵送にて求人票交付（返戻）いたします。
- ③ 事業所登録情報、求人票の様式変更について
令和2年1月から事業所情報の登録項目及び求人票の様式に変更がありますので、令和元年12月以前の事業所登録情報や求人票と異なりますのでご注意ください。
- ④ 高卒求人は、原則、年度途中の変更ができません。特に、就業時間や賃金等につき

ましては、求人申込み前に、就業規則等と齟齬がないか、法令を遵守しているか等、ご確認いただきますようお願いいたします。

3 求人者マイページ開設のお願いについて

求人者マイページを開設すると、会社のパソコン等から、来所せずに求人申込が可能となります。求人者マイページを未開設の事業主におかれましては、5月中に開設いただき、求人者マイページから求人申込いただくことをお勧めします。

求人者マイページの開設方法は、「学卒用求人者マイページ開設用のアカウント登録（変更）」をご覧ください。

また、求人者マイページでは、求人票交付（返戻）前に自社のホームページ画面から求人票プレビューで内容を確認することができます。

4 新規高等学校卒業者向けの求人の事前相談（書類の内容確認）の実施について

当所では、6月3日（月）以降の窓口混雑緩和のため、初新規高等学校卒業者向けの求人を初めて（もしくは数年ぶりに）お考えの求人者様、10件以上大量に求人をお申し込みの求人者様を対象に、求人申込開始前の5月20日（月）から5月30日（木）までの間において、求人申込書類の事前相談を実施します。詳しくは、別紙1「求人申込書類の事前相談（書類の内容確認）について」をご参照ください。

なお、求人申込受付は6月3日（月）からとなりますので、事前相談後、改めて求人申込手続き（書類提出）が必要となりますのでご注意ください。

5 求人募集の中止（取消し）・募集人員の削減の原則禁止について

新規学校卒業者（中学、高校、大学等）の求人募集の中止（取消し）、募集人員の削減は原則出来ませんので、求人募集にあたっては、募集人員が真に必要な人数であるか十分ご検討の上、求人申込を行ってください。

また、求人数（採用数）が充足するまでの間は、高卒求人は求人申込を行った翌年度6月30日まで有効（募集中）となりますのでご注意ください。（参考：大卒等求人は求人申込を行った年度の3月31日まで有効）

なお、事業規模の縮小等によりやむを得ず、求人募集の中止、募集人員の削減、入職時期の繰下げ、内定取消しを行う場合は、職業安定法施行規則第35条第2項の規定により、事前に当所担当部門あてご報告ください。

6 公正な採用選考について

新規高等学校卒業者の面接に際し、「本人の適性と能力に全く関係のない事項（家族構成、家族の職業、愛読書、購読新聞等）を質問する」、「全国高等学校統一用紙以外の提出を求める」、「採用選考期日を守らない」等の不適正事象が報告されています。

不適正事象が発生した場合には、学校等からの通報に基づき東京労働局及びハローワークが事業所への事実確認及び是正指導を行いますのでご注意ください。

また、不公正な求人活動を行った場合は、次年度の求人票特記事項欄にその事実を記載しますので十分ご注意ください。

詳細は、「25新卒者募集のために」や「採用と人権」等の冊子に記載されていますので、ご担当者は選考前に必ず一読いただき、公正な採用選考をお願いします。

7 アンケートご協力をお願いについて

新規高等学校卒業者の求人募集を行う予定の事業所におかれましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、**別紙 2「新規高等学校卒業者募集予定及びインターンシップ等の受け入れについて」**のアンケートについてご協力をお願いします。

なお、当アンケート結果のうちインターンシップの受け入れに関する回答内容については、教育委員会、中学校及び高等学校と共有させていただきます。

また、就業体験等の実施を検討している中学校や高等学校等から、直接問い合わせをさせていただく場合がございますので、併せてご了承ください。